

## 大阪府漁業調整規則第11条第1項に基づく公示内容について

漁業法(昭和24年法律第267号)第42条第1項、同法第58条及び大阪府漁業調整規則(令和2年大阪府規則第126号)第11条第1項の規定に基づき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年6月12日

### 1. 制限措置の内容

漁業種類	許可又は起業の認可すべき船舶の数及び船舶総トン数又は漁業者の数			推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
	船舶の数	船舶の総トン数	漁業者の数				
つばす・すずき流網漁業	3隻	10トン未満	-	動力漁船の性能の基準(※)による	大阪府地先海面	つばす流網漁業: 5月1日から9月30日まで	なし
刺網漁業	3隻					すずき流網漁業: 4月1日から12月31日まで	
						一枚建網漁業:周年 三枚建網漁業:周年 かに建網漁業: 9月10日から11月9日まで した建網漁業: 5月1日から10月31日まで	

※「漁船法第3条第1項の規定に基づく動力漁船の性能の基準(昭和57年7月6日農林水産省告示第1091号)」

### 2. 申請すべき期間

**刺網漁業** : 令和5年6月12日から令和5年7月11日まで

**刺網漁業以外**: 令和5年6月12日から令和5年8月14日まで